

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日
	(第1回)
目標年度	令和 12 年度
市町村名 (市町村コード)	多治見市 204
地域名 (地域内農業集落名)	小泉 (大原・赤坂町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5 ha
② 田の面積	3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

小泉地区の農振農用地は、中央自動車道北、JR太多線の西に広がる大原町2.3.4.5丁目と、中央自動車道南に広がる赤坂町5.6.7.8丁目に位置し、大原町と赤坂町の農地は連続していない。 大原町は、池原神社を西端にして東へ下るように田が並び、一部畑も点在する。水稻は主に、令和4年度に認定した20代の認定新規就農者が担っているが、イノシシによる被害に悩まされている。現在は、個人単位で電気柵を設置し防いでいる状況だが、今後、受益者3者以上による鳥獣害防止総合対策事業等の活用を検討していく。また、農業者の減少により、ため池や水路の管理についても難しい状況となることが予想される。 赤坂町において農振農用地に指定されている農地のほとんどは田で、生活道路を挟んで4丁目以東は市街化区域と隣接する。農地1筆ごとの面積が小さく、農地間には段差がある。さらに4、5筆ごとに住宅が建ち、場所によっては農地の連続性が損なわれている。農地のほとんどは、地主本人が兼業農家として耕作を継続しているが、住宅地に隣接するため、早朝の草刈りや作業車の停車にも気を使う状況である。また、相続を契機に放置された耕作放棄地が点在し、農地の保全も大きな課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

大原町は、現在若い認定新規就農者が、ほとんどの水田を担っている。今後も農地を集積・集約を進めていく。 赤坂町は、将来の「農業を担う者」が確保できていないため、地主本人が兼業で水稻を継続する予定。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地の有効活用を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40	%	将来の目標とする集積率 40 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
未利用の農振農用地の減少を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とする。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とし、継続して農地バンクを活用する。	
(3)基盤整備事業への取組	
農作業の効率化を図るためには、必要に応じて畦畔修繕・除去などを考慮しなければならないが、費用対効果を検討しなければならない。そのためにも将来の「農業を担う者」の確保が課題となる。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
継続して「農業を担う者」の確保・育成に取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
必要に応じて委託サービスを活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①農業再生協議会による鳥獣害防止総合対策事業等を活用した防護柵を設置するなど獣害対策を進める。				
②③コスト削減に努め、機械導入や施設改良などにより作業効率を高める。従事者の負担軽減を図る。				
⑦新たな担い手確保のため、農地の保全管理に努める。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			6年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認就	A	米	2.026 ha	ha	米	2.026 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		2.026 ha	0 ha		2.026 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。